

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日には、そ  
の翌日)

昭和五十五年五月二十日  
鳥取県規則第二十一号

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

◆規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

目

次

◆告 示 町等の区域の新設等

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定

◇選管告示 衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

法第二十二条第二項第一号  
第五号に掲げる同条第一項第一号  
が同一の融資機関に貸し付ける者に  
貸し付ける場合

利子補給率

法第二十二条第二項第一号  
に掲げる融資機関が同一の融資機関から第  
二号までに掲げる者に貸し付ける場合

年二・五パーセント

法第二十二条第二項第一号  
から第五号までに掲げる融資機関が同一の融資機  
関から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合

年一・五パーセント

法第二十二条第二項第一号  
から第五号までに掲げる融資機  
関が同一の融資機関から第四号ま  
でに掲げる者に貸し付ける場合

する。

附則第三項中「「年二パーセント」とあるのは「年三パーセント」」を「「年二・五パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」」に、「「年一パーセント」とあるのは「年二パーセント」」を「「年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」」に改める。 第二条第六項及び第九項中「「年二・五パーセント」」を「「年三・五パーセント」」に改める。

附則第四項中「「年二パーセント」とあるのは「年二パーセント」」を「「年一・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」」に改める。

別表の利子補給率の欄を次のように改める。

年三パーセント	年二・五パーセント	年一・五パーセント
年三パーセント	年二・五パーセント	年一・五パーセント
年三パーセント	年二・五パーセント	年一・五パーセント
年四パーセント	年四パーセント	年一・五パーセント
年三パーセント	年二・五パーセント	年一・五パーセント
年二・五パーセント	年一・五パーセント	年一・五パーセント

に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この時の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廢止は、昭和五十五年六月一日からその効力を生ずる。

昭和五十五年五月二十日

鳥取県知事  
平  
林  
鴻

新たに画する町の名称 同上の区域（昭和五十四年十一月一日現在の地番による。）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和五十五年四月十四日から適用する。

3 昭和五十五年四月十四日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第四百三十八号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

立川町七丁目	一から二五の三まで、二六、四二の一の一から四二の三まで、五〇の一、五四、六八の一から六八の一五まで、六九の一から六九の二〇まで、六九の二二から六九の四九まで、七〇の一、七〇の二、七〇の四から七〇の七まで、七三の二から七三の八まで、七四の二、七四の八、七四の九、九〇の二、九〇の三、九〇の二三、九〇の二五から九〇の二七まで、九一の二、九一の三、九一の五、九一の六、九一の八、九一の九、九一の一二から九一の二九まで、九二の一から九二の四まで、九二の六、九二の七、九三、九三の一から九四、九四の一から九四の三まで、九五、九五の九、九五の四六まで、九六の二から九六の九まで、九六の一、九六の二、九七の三から九七の七まで、九八の三、九八の七、九八の九、九八の二〇、九八の二、九九の二から九九の八まで、九九の一、一二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字字彦本木二一四の一及びこれと一体をなす国有地の一部並びに大字字五万田二二四の三から二二四の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
立川町七丁目	岩倉字植田四五四、四五四の四から四五四の九まで及び四五四の一、岩倉字白金四七八の一及び四七八の八、岩倉字上八町の全域、岩倉字下八町の全域、卯垣字分木一六〇の一及び一六〇の二、卯垣字向分木の全域、卯垣字横長一六五の八〇及び一六五の八、立川町五丁目三の一及び三の二並びに大字字五万田二二三の二から二二三の四まで

立川町五丁目	卯垣字石ヶ坪のうち一四九の一、一四九の三、一四九の一〇から一四九の一二まで、一五〇、一五〇の二、一五〇の六から一五〇の二四まで、一五一の一、一五一の二、一五一の四、一五一の六、一五一の七、一五一の九から五一の一、一まで、一五二の一、一五二の二、一五二次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立川町五丁目	卯垣字分木のうち一五四の二、一五四の四、一五五の二、一五九、一五九の一から一五九の三まで、一六〇の一、一六〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一五三、一五三の一、一五四の五及び一五六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域

大村字壱本木	大村字壱本木のうち一二四の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大村字五万田	大村字五万田のうち一二三の二から一二三の四まで、一二四の三から一二四の八まで及びこれらと一体をなす国有地の「部以外の区域
有地の一部以外の区域	大村字五万田のうち一二三の二から一二三の四まで、一二四の三から一二四の八まで及びこれらと一体をなす国有地の「部以外の区域
新たに画する町の名称	岩倉字上八町、岩倉字下八町、卯垣字向分木、卯垣字横長、卯垣字上釋免及び卯垣字下釋免

		なす国有地の一部、大杙字代畑ヶの全域、新字稻石の全域、新字大石橋一一、一一の二、一一の三、一七、一七の二から一七の五まで、二一の一、二一の二、二三の一、二三の二、二三の三の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、新字七反田通五八の一、六三の一、六六の一、六七の一、六八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに吉成字上小樋井の全域、吉成字稻石の全域、吉成字七反田通り三八の五及びこれと一体をなす国有地の一部並びに三七の三、三七の五、三八の四及び三八の七と一体をなす国有地の一部並びに吉方一三、一三の六から一三の一〇まで、一三の一三から一三の一六まで、一四(雜種地)、一四の一から一四の三まで、一四の六から一四の一〇まで、二〇、二〇の一から二〇の四まで、三一の一から三二の五まで、三三の二、三四の二、三四の四、三四の五、三五の二、三五の三、五四の二から五四の四まで、五六の二、五六の四、五六の六から五六の一〇まで、五七の二、六〇、六〇の七、六〇の九、七七から八六まで、八六の二、八七、八七の二、八七の四、八七の五、八八、八八の二、八九及びこれらと一体をなす国有地の一部
大杙字湯草田	大杙字鳥取田	同上の区域（昭和五十四年十一月一日現在の地番による。）
大杙字四反田	大杙字四反田	大杙字四反田のうち五六の八、五七の一、五七の二、五七の五から五七の一今まで、六二の二、六三の一、六四の一、六五の一、六六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大杙字湯草田	大杙字湯草田のうち一〇二の一から一〇二の三二今まで	

吉方	吉成字七反田通り	新字大石橋	大村字田中土居	一部以外の区域
		新字七反田通り	大村字田中土居のうち一二八の一から一二八の三まで、一二八の七から一二八の五二まで、一二九の四、一二九の八から一二九の一七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	一二八の七から一二八の五二まで、一二九の四、一二九の八から一二九の一七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
		新字七反田通り	新字大石橋のうち一一、一一の二、一一の三、一七、一二八の七から一七の五まで、一一の一、一一の二、一二の一、一二九の一、一二九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	新字大石橋のうち一一、一一の二、一一の三、一七、一二八の七から一二八の五二まで、一二九の四、一二九の八から一二九の一七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
		吉成字七反田通り	新字七反田通りのうち五八の一、六三の一、六六の一、七の一、六八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	新字七反田通りのうち五八の一、六三の一、六六の一、七の一、六八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

## 鳥取県告示第四百三十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日	廃止する字の名 称	廃止する字の名 称
岡田医院	境港市日ノ出町三〇番地	昭和五十二年十一月十日	大村字八反田、大村字北崎、大村字代ノ田、大村字代烟ヶ、大村字烟ヶ田、新字上小樋井、新字樋石、吉成字上小樋井及び吉成字樋石	六の六から五六の一〇まで、五七の二、六〇、六〇の七、六〇の九、七七から八六まで、八六の二、八七、八七の二、八七の四、八七の五、八八、八八の二、八九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
松尾眼科医院	鳥取市行徳三十一五	昭和五十三年十月三十一日		
秋山歯科医院	鳥取市瓦町七〇一	昭和五十三年十一月二十七日		

## 鳥取県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤井外科医院	米子市奥谷一 一五七	昭和五十五年五月八日
米子市休日急患 診療所	米子市久米町一三六	昭和五十五年五月一日

六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

渡部 医院 米子市大篠津町四六九四 昭和五十五年四月十六日

藤井外科医院 米子市奥谷一 一五七 昭和五十五年五月八日

足立内科医院 境港市幸神町二二〇 //

佐々木歯科医院 鳥取市安長一九五 昭和五十五年五月一日

太田歯科医院 鳥取市吉方温泉三丁目八五二 //

吉井歯科医院 倉吉市巖城一五七一 昭和五十五年五月八日

## 鳥取県告示第四百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月二十日

## 鳥取県告示第四百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三 昭和五十五年二月二十六日組合員資格喪失により退任

## 療養取扱機関名

所 在 地

申出の都道府県名

申出の受理年月日

## 渡部 医院

米子市大篠津町四六九四

全国

昭和五十五年四月十六日

## 藤井 外科医院

米子市奥谷一一五七

全国

昭和五十五年五月八日

## 足立 内科医院

境港市幸神町二二〇

全国

昭和五十五年五月八日

## 佐々木 歯科医院

鳥取市安長二九五

昭和五十五年五月一日

## 太田 歯科医院

鳥取市吉方温泉三丁目八五二

昭和五十五年五月八日

## 吉井 歯科医院

倉吉市巣城二五七ト一

昭和五十五年五月八日

四王寺土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

理 事	坂根 国之	倉吉市大谷七一四一
	佐々木徳明	六六五一三
前 田	健治	上神四一三一
田 中	勇	不入岡一四四
山 脇	辰夫	七二七
熊 谷	弘	寺谷二七五
藤 井	保雄	大谷八六八
山 根	幸男	北面一七一
山 本	利景	大谷五三四
藤 井	博幸	八六八
福 光	堯道	北面一五二一
塚 根	利雄	寺谷四四三一
山 崎	洋次	上神八六六
谷 口	幸夫	八四七
伊 藤	博則	
大 谷	一 七 七	

鳥取県告示第四百四十三号  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 舍人土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 福原 九市 東伯郡東郷町大字漆原三二九

昭和五十五年三月二十六日開催の通常総会において補欠選挙の結果当選し、同年四月一日就任 任期昭和五十六年十月四日

就任した役員の氏名及び住所

理事 山下 一三 東伯郡東郷町大字漆原二四四

監事 谷口 幸夫

就任した役員の氏名及び住所

監事 谷口 幸夫

昭和五十五年四月十四日第一回総会が開催されたので、土地改良法第十  
八条第十三項の規定により同日退任

## 四王寺土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	坂根 国之	倉吉市大谷七一四一
佐々木徳明	"	六六五一三
前田 健治	"	上神四一三一
山崎 洋次	"	八六六
山脇 辰夫	"	不入岡七二七
田中 勇	"	一四四
塚根 利雄	"	寺谷四四三一
福光 嘉道	"	北面一五二一
熊谷 弘	"	寺谷二七五
山根 幸男	"	北面一七一
藤井 保雄	"	大谷八六八
藤井 博幸	"	八六八
山本 利景	"	五三四
伊藤 博則	"	上神八四七
福田 武雄	"	寺谷三五〇一
谷口 幸夫	"	大谷一、一七七
監事	"	

昭和五十五年四月十四日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、

同月二十二日就任 任期四年

## 湖山町瀬土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	星見 重蔵	鳥取市湖山町西二丁目三四七
田中 正夫	"	湖山町南一丁目四七〇
村上 輝明	"	五〇三
船越 友敬	"	湖山町西一丁目二〇二
前田 健藏	"	湖山町南一丁目二五四
田中 鉄治	"	湖山町北一丁目五三一
尾崎 邦彦	"	湖山町南一丁目三八七
影井辰之助	"	湖山町北一丁目一一
柄谷 英雄	"	湖山町南五丁目四六四
船越作二郎	"	湖山町西一丁目二二一
田中 正幸	"	湖山町南一丁目一二七
山下 末吉	"	八一
監事	"	

## 湖山町瀬土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	田中 正夫	鳥取市湖山町南一丁目四七〇
船越 友敬	"	湖山町西二丁目二〇二
星見 昭蔵	"	湖山町西二丁目三四七
影井辰之助	"	湖山町北一丁目一一
村上 輝明	"	湖山町南一丁目五〇三
太田 一寿	"	湖山町南五丁目四四五

監事	前田 健蔵	湖山町南一丁目二五四
	橋本 春彦	二〇一
監事	山下 末吉	八一
	田中 正幸	一二七
監事	船越作二郎	湖山町西一丁目二一一
	中川吉太郎	湖山町南一丁目三八八

昭和五十五年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、  
同年四月十三日就任 任期二年

監事	前田 健蔵	湖山町南一丁目二五四
	橋本 春彦	二〇一
監事	山本 貞雄	佐田久辰二
	山本 勝美	四三一二
監事	小林 正吉	五二
	集脇 良雄	玉鉢五一
監事	前川 治雄	麻生三四八
	中村 与市	玉鉢三五
監事	山本 登三男	麻生三八〇一四
	秋田 栄市	玉鉢三五
監事	小林 光芳	一二
	日野村本郷土地改良区	玉鉢三五

退任した役員の氏名及び住所

理事	山本 貞雄	岩美郡国府町大字玉鉢五二
	前川 治雄	三五
監事	中村 与市	玉鉢五二
	山本 勝美	麻生三四八
監事	小林 正吉	玉鉢五一
	集脇 良雄	麻生三八〇一四
監事	佐田久辰二	玉鉢五二
	山本登三男	玉鉢五一
監事	秋田 栄市	玉鉢五一
	小林 光芳	玉鉢五一
監事	任期満了により退任	玉鉢五一

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本 貞雄	岩美郡国府町大字玉鉢五二
	前川 治雄	四三一二
監事	中村 与市	玉鉢五一
	山本 登三男	麻生三四八
監事	秋田 栄市	玉鉢三五
	小林 光芳	一二
監事	日野村本郷土地改良区	玉鉢三五
	退任した役員の氏名及び住所	玉鉢三五
理事	舟越 克紀	日野郡日野町本郷四〇八
	川上 義治	八二三
監事	松本 節哉	一、四一四
	稻田 照範	七八六
監事	生田 實	二七九
	谷口 茂	下榎二二一
監事	宮田 格夫	本郷八〇九
	任期満了により退任	本郷八〇九

日野村本郷土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	生田 和幸	日野郡日野町本郷二九一
	音田 宏	"
監事	松本 一盛	五七一
	井上 秀人	一、四七四一
	山田 智義	七七一
	石田 清美	一、四五一
	松本 章	一二三一六
	生田 實	八六〇
	"	二七九

昭和五十五年三月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、

同年四月一日就任 任期二年

- 一、縦覧に供する書類
- 二、土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間  
昭和五十五年五月二十一日から二十日間

三、縦覧に供する場所  
鳥取市役所

四、異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画について意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十五年五月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

昭和五十五年五月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 日時 昭和五十五年五月二十一日（水）午後三時三十分  
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁講堂